

知財の広場

商標のコンセント制度の導入

諸外国の商標法では、審査において他人の先行登録商標に類似すると認定された商標であっても、その先行登録商標の権利者による併存登録の同意（コンセント）が得られていることを証明できれば併存登録が認められる制度（コンセント制度）が存在します。

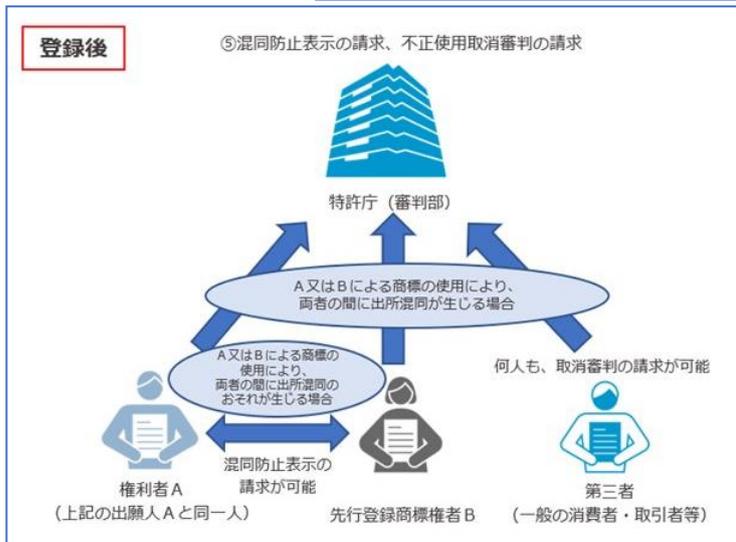
中小・スタートアップ企業等による知的財産を活用した新規事業でのブランド選択の幅を広げる必要性や、国際的な制度調和の観点から、日本でもコンセント制度の導入が検討されて商標法が改正あり、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）が新設されて、令和6年4月1日から商標の「コンセント制度」が施行されました。

これにより、出願後に他人の先行登録商標に類似すると拒絶理由を受けた出願であっても、先行登録商標権者の承諾が得られていることが証明でき、かつ需要者の間で両商標に誤認混同を生ずるおそれがないものは、登録が認められるようになります。但し、この規定の対象となるのは令和6年4月1日以降に出願された商標のみに限定されます。

<商標法第4条第4項の適用があった場合>
・先行登録商標権者の承諾及び両商標の間で混同を生ずるおそれがないことを証明する書類の提出が必要となる。
・審査基準 42.400.02 に詳細があります。



登録後



<登録後の混同防止担保>

・一方の権利者の使用により他の権利者の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、当該使用について両商標間における混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求（混同防止表示請求）することができる（第24条の4第1号及び第2号）。

・一方の権利者が不正競争の目的で他の権利者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずる使用をしたときは、何人もその商標登録を取り消すことについて、審判（不正使用取消審判）を請求することができる（第52条の2第1項）。